

令和 8 年 教育委員会

第14回 定例会 議事日程

令和 8 年 9 月 8 日（火）

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

（１）議案第 36 号「教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）」

第 2 協 議

【 子ども総務課 】

（１）「令和 8 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 7 年度分）報告書」について

【 指導課 】

（１）幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

第 3 報 告

【 指導課 】

（１）令和 8 年度 ちよだりテラシー教育実態調査結果（概要）

第 4 その他

【 子ども総務課 】

（１）令和 8 年度 教育広報かけはし掲載予定

（２）教育委員会行事予定表

（３）広報千代田（9月20日号）

議案第36号

教育事務に関する議案の意見聴取について（回答）

令和8年9月7日付8千政総務発第585号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

異議なし

- | | |
|--------|---|
| 議案第50号 | 令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第53号 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例 |
| 議案第55号 | 四番町図書館什器等の購入について |
| 議案第57号 | 千代田区立図書館の指定管理者の指定について |

8千政総務発第585号
令和8年9月7日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口 高 顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和8年第3回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

〈令和8年第3回区議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務に係るもの〉

議案名

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 議案第50号 | 令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について |
| 議案第53号 | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第55号 | 四番町図書館什器等の購入について |
| 議案第57号 | 千代田区立図書館の指定管理者の指定について |

議案第50号

令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和7年度千代田区各会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年度一般会計歳入歳出決算額一覧表

別紙

歳 入					
款	項	目	予算現額	決算額	予算現額に 比し増△減
12 分担金及び負担金			83,913,000	83,767,600	△145,400
	1 負担金		83,913,000	83,767,600	△145,400
		1 子ども費負担金	83,913,000	83,767,600	△145,400
13 使用料及び手数料			75,120,000	62,536,291	△12,583,709
	1 使用料		68,696,000	56,663,541	△12,032,459
		1 子ども使用料	68,696,000	56,663,541	△12,032,459
	2 手数料		6,424,000	5,872,750	△551,250
		1 子ども手数料	6,424,000	5,872,750	△551,250
14 国庫支出金			3,211,553,000	2,936,149,472	△275,403,528
	1 国庫負担金		2,893,452,000	2,403,328,508	△490,123,492
		1 子ども費負担金	2,893,452,000	2,403,328,508	△490,123,492
	2 国庫補助金		317,045,000	529,465,000	212,420,000
		1 子ども費補助金	317,045,000	529,465,000	212,420,000
	3 国庫委託金		1,056,000	3,355,964	2,299,964
		1 子ども費委託金	1,056,000	3,355,964	2,299,964
15 都支出金			2,741,104,000	2,467,242,932	△273,861,068
	1 都負担金		780,630,000	607,181,162	△173,448,838
		1 子ども費負担金	780,630,000	607,181,162	△173,448,838
	2 都補助金		1,960,424,000	1,859,632,398	△100,791,602
		1 子ども費補助金	1,960,424,000	1,859,632,398	△100,791,602
	3 都委託金		50,000	429,372	379,372
		1 子ども費委託金	50,000	429,372	379,372
16 財産収入			5,306,000	7,415,431	2,109,431
	1 財産運用収入		5,306,000	7,415,431	2,109,431
		1 財産貸付収入	5,306,000	7,415,431	2,109,431
17 寄附金			0	20,074,250	20,074,250
	1 寄附金		0	20,074,250	20,074,250
		2 指定寄附金	0	20,074,250	20,074,250
20 諸収入			64,760,000	74,986,346	10,226,346
	2 特別区預金利子		0	68	68
		1 特別区預金利子	0	68	68
	4 受託事業収入		3,830,000	4,567,680	737,680
		1 子ども費受託収入	3,830,000	4,567,680	737,680
	5 雑入		60,930,000	70,418,598	9,488,598
		3 賄収入	38,623,000	39,426,196	803,196
		4 徴収金	12,753,000	10,101,150	△2,651,850
		5 雑入	9,554,000	20,891,252	11,337,252
歳 入 合 計			6,181,756,000	5,652,172,322	△529,583,678

歳 出						
款	項	目	予算現額	決算額	翌年度 繰越額	不用額
2 子ども費			20,063,660,000	17,736,214,043	9,050,000	2,318,395,957
	1 子ども管理費		1,366,670,000	1,129,382,358	0	237,287,642
		1 教育委員会費	15,065,000	14,008,544	0	1,056,456
		2 子ども総務費	461,657,000	400,491,908	0	61,165,092
		3 教育指導費	726,549,000	606,479,655	0	120,069,345
		4 校外施設費	163,399,000	108,402,251	0	54,996,749
	2 学校管理費		4,835,702,000	4,256,212,540	0	579,489,460
		1 小学校管理費	3,219,546,000	2,838,608,623	0	380,937,377
		2 中学校管理費	598,347,000	524,362,890	0	73,984,110
		3 中等教育学校管理費	792,748,000	692,272,676	0	100,475,324
		4 幼稚園管理費	109,678,000	99,211,650	0	10,466,350
		5 教育振興費	16,532,000	15,030,536	0	1,501,464
		6 学校保健費	98,851,000	86,726,165	0	12,124,835
	3 子ども家庭費		13,861,288,000	12,350,619,145	9,050,000	1,501,618,855
		1 子ども家庭福祉費	13,124,903,000	11,664,789,769	9,050,000	1,451,063,231
		2 保育園費	238,160,000	208,397,792	0	29,762,208
		3 こども園費	137,713,000	122,977,980	0	14,735,020
		4 子ども施設建設費	360,512,000	354,453,604	0	6,058,396
歳 出 合 計			20,063,660,000	17,736,214,043	0	2,327,445,957

議案第53号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項並びに第11条の4第1項」を「この項、次条第1項及び第3項、第11条の3第1項及び第3項、第11条の4第1項並びに第18条の2の2第1項」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(説明)

幼稚園教育職員の仕事と育児の両立を一層支援するため、子育て部分休暇を新設する必要があります。

議案第55号

四番町図書館什器等の購入について

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

四番町図書館什器等の購入について

下記のとおり四番町図書館の什器等を購入する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入の目的 | 四番町図書館の什器等の整備 |
| 2 | 品目及び数量 | 什器等一式 |
| 3 | 購入の方法 | 公募制指名競争入札 |
| 4 | 購入金額 | 8,602万円 |
| 5 | 購入先 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番1号
ジャンボ株式会社
代表取締役 竹内 康 |
| 6 | 支出科目等 | 令和8年度 債務負担行為
令和9年度 債務負担行為 |

(説明)

四番町図書館において使用する什器等を購入するため、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年千代田区条例第5号）第3条の規定に基づき、本案を議会の議決に付す必要があります。

議案第57号

千代田区立図書館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

提出者 千代田区長 樋口 高 顕

千代田区立図書館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び千代田区立図書館条例（平成18年千代田区条例第27号）第5条第1項に規定する指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 千代田区立千代田図書館
東京都千代田区九段南一丁目2番1号
- (2) 千代田区立四番町図書館
東京都千代田区四番町1番地
- (3) 千代田区立日比谷図書文化館
東京都千代田区日比谷公園1番4号
- (4) 千代田区立昌平まちかど図書館
東京都千代田区外神田三丁目4番7号
- (5) 千代田区立神田まちかど図書館
東京都千代田区神田司町二丁目16番地

2 指定管理者の名称及び所在地

千代田ルネッサンスグループ
東京都千代田区神田神保町二丁目30番地
構成員（代表者）

株式会社小学館集英社プロダクション
東京都千代田区神田神保町二丁目30番地

構成員

大星ビル管理株式会社
東京都文京区小石川四丁目22番2号

構成員

株式会社図書館流通センター
東京都文京区大塚三丁目1番1号

構成員

株式会社ヴィアックス
東京都中野区弥生町二丁目8番15号

構成員

サントリーパブリシティサービス株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号

構成員

株式会社シェアード・ビジョン
東京都千代田区岩本町一丁目1番6号

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(説明)

千代田区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を議会の議決に付す必要があります。